

甲府市幼児2人同乗用自転車レンタル事業実施要綱

平成23年2月3日

福第3号

(目的)

第1 この要綱は、子育て中の家庭に対し、幼児2人同乗用自転車レンタル事業（以下「レンタサイクル事業」という。）を実施することにより、子育て支援及び自転車の安全運転の意識向上を推進することを目的とする。

(対象者)

第2 レンタサイクル事業を利用することができる者は、次の各号に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ居住していること。
- (2) 満1歳以上満6歳未満の幼児（以下「幼児」という。）を2人以上養育していること。
- (3) 年齢が満16歳以上であること。

(利用の申請)

第3 レンタサイクル事業を利用しようとする者は、甲府市幼児2人同乗用自転車レンタル利用承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、申請できるのは、同一世帯につき1人に限るものとする。

(利用の承認等)

第4 市長は、第3の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、甲府市幼児2人同乗用自転車レンタル利用承認可否決定通知書（様式第2号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。この場合において、申請書を提出した者の数がレンタサイクル事業を利用することができる者の総数を超えるときは、抽選により承認の可否を決定するものとする。

(利用の期間)

第5 レンタサイクル事業の利用期間は、第4の規定による通知を受けた日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用期間中に利用対象者の養育する幼児のいずれか1人が6歳となる場合は、当該幼児の誕生日の前日までを利用期間とする。

(利用料)

第6 レンタサイクル事業の利用料は、無料とする。

(利用の条件)

第7 市長は、第4の規定により自転車利用の承認通知を受けた者（以下「利用者」という。）に対してレンタサイクル事業による幼児2人同乗用自転車（以下「自転車」という。）を貸し出すときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 本市が主催する交通安全講習会を受講すること。
- (2) 誓約書（様式第3号）を提出すること。
- (3) 貸出開始時には、利用者の費用負担によりTSマーク（財団法人日本交通管理技術協会が発行する標示物であって、同協会が認定する自転車安全整備士が自転車の点検及び整備を行ったときに、当該自転車が安全であること並びに傷害保険及び損害賠償保険が付帯されていることを証し貼付されるものをいう。）の貼付を受けること。
- (4) 自転車の返却に際しては、利用者の費用負担により別表に定める点検及び整備を行い、その結果を市長に提出すること。
- (5) 自転車の全部若しくは一部を壊し、又は紛失したときは、その修復又は弁償に係る費用は、利用者が負担すること。

（承認の決定の取消し）

第8 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4の規定による承認の決定を取り消すことができる。

- (1) 第2に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。
- (3) その他レンタサイクル事業を利用することが不適当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認の決定を取り消すときは、甲府市幼児2人同乗用自転車レンタル利用承認取消通知書（様式第4号）により当該承認をした者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、直ちに、自転車を返却しなければならない。

（利用の中止）

第9 利用者は、レンタサイクル事業の利用期間中に自転車の利用を中止するときは、甲府市幼児2人同乗用自転車レンタル利用中止申出書（様式第5号）を提出し、自転車を返却することができる。

（遵守事項）

第10 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 運転者は、ヘルメットを着用するとともに、幼児に乗車用ヘルメットを着用させること。
- (3) 自転車の取扱説明書に基づき適切に保守及び管理を行うこと。
- (4) 自転車の借用の権利を譲渡し、又は転貸してはならないこと。
- (5) 自転車を故意に損傷し、汚損し、改造し、または形状を変えないこと。

（管理責任）

第11 利用者は、自転車の保管について、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

2 利用者は、自転車の盗難が発生したとき、その他被害を受けたときは、次

により処理するものとする。

- (1) 直ちに警察署に通報し、盗難届受理証明書の交付を受けること。
- (2) 直ちに被害状況を市に報告し、市の指示に従うこと。
- (3) 盗難その他の被害に関し、市が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく市に提出すること。

(事故の措置等)

第12 利用者は、貸出期間内に、当該自転車に係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず警察署に届ける等法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 直ちに事故の状況を市に報告し、市の指示に従うこと。
- (2) 当該事故に関し、市が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
- (3) 当該事故による自転車の修理については、市の指示に従うこと。

2 前項に規定するもののほか、利用者は自らの責任において事故の解決に努めること。

(損害賠償)

第13 利用者は、自転車の利用に伴い第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 前項に規定する損害について、TSマーク付帯保険により賠償責任補償が適用される場合は、当該保険の補償限度を超える損害について、利用者の負担とする。

(補則)

第14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。